○施策体系の修正箇所

4 健康でやさしい心のふれあうまち

1	平和と人権を尊重する誰にも開かれたまちづくり	□平和と人権を尊重する社会を実現するため、市民等に対する意識啓発など、様々な取組みを推進します。
	1 平和を愛する社会の形成	■平和都市を実現するため、市民等に対する平和思想の 普及を推進するとともに、国への非核三原則遵守の働きか けを行います。
	2 人権を尊重する社会の形成	■差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのない地域社会を実現するため、人権尊重の理念に基づく取組みを推進します。
	3 男女共同参画社会の形成	■男女が共に生き生きと暮らせるようにするため、誰もが性別にかかわらず個人として尊重される地域社会の実現に向けた取組みを推進します。
2	ユニバーサルデザインのまちづくり	□誰もが、安心して様々な社会活動に参画できるようにする ため、施設改修などハード面でのバリアフリーや社会参加を 促進するための仕組みづくりなどソフト面でのバリアフリーを 推進します。
	1 すべての人々が安心して利用できる施設づくり	■誰もが使いやすい施設・環境を整備するため、施設の改修や施設利用時のボランティアによる人的支援など、ハード・ソフトー体となった取組みを推進します。
	2 すべての人々が社会参加できる機会づくり	■誰もが気軽に社会参加できるようにするため、ITの活用による情報提供や外出支援などを充実します。
3	総合的な地域福祉サービスの推進	□その人らしい生活を送ることができるような環境を構築するため、地域での支え合いを促進し、多様な福祉ニーズに対応できる環境づくりを推進します。
	1 地域福祉サービスを支える人づくり	■人と人とが共に生き、共に支え合う社会を実現するため、 地域住民相互の福祉的な取組みを促進するとともに、福祉 に携わる人材に対する研修などを充実します。
	2 地域福祉サービスを支える場づくり	■地域の一員として様々な活動に参画し、尊厳ある生活を送るため、身近な場所で多様な福祉サービスが選択できるような場を充実します。
	3 地域福祉サービスの推進	■必要とするときに、必要な福祉サービスを受けられるようにするため、行政による各種法定福祉サービスなどの円滑な提供や、民間活力による福祉サービスの促進と質の向上を図ります。
	4 相談支援体制の充実	■地域福祉に関する相談支援が受けられるようにするため、地域の福祉関係者・団体間のネットワーク体制を構築し、身近な地域で相談ができる体制を充実します。

4 健康づくりの推進と医療体制の充実	□生涯を通じて心身ともに健康であり続けるため、健康づく りを支援するとともに、医療体制を強化します。
1 心 <u>とからだ</u> の健康づくり	■心の健康づくりを促進するため、心の健康についての啓発活動や相談体制を充実します。 ■健康な生活を送ることができるようにするため、健診や 介護予防などの体制を充実します。
2 健康維持のための環境づくり	■健康な生活を送ることができるようにするため、健診や介護予防などの体制を充実します。
3 2 医療体制の強化・充実	■安心して医療機関を利用することができるようにするため、医師の確保など医療体制を充実し、医事・薬事監視を強化します。
5 コミュニティへの支援	□様々なコミュニティが、地域の課題解決に取り組めるようにするため、地縁団体やテーマコミュニティの活動に対する支援を充実します。
1 コミュニティへの支援	■人々のふれあいの深まりや地域のまちづくりに寄与する ミュニティ活動が活発になるため、町内会やNPOなどコミュ ニティ活動に対する支援を充実します。